

平成22年第2回定例会
政策総務常任委員会説明資料
目次

◎議案補充説明

- 1 議案第30号 「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例案」について 1

◎所管事項

- 1 国の出先機関改革に係る中部圏研究会（仮称）について 9
2 水力発電事業の民間譲渡について 13
3 三重県新エネルギービジョンについて 15
4 JR名松線について 17
5 木曾岬干拓地整備事業について 23
6 採択された請願、陳情の処理状況について 29
7 熊野古道を活かした地域づくりの取組について 31
8 「^{う*}美し国おこし・三重」の取組について 33

【別冊資料】

- 別冊1 三重県新エネルギービジョン（素案）
○別冊2 JR名松線の不安定箇所にかかる検証結果と対策工事等に関する報告書

平成22年12月10日
政 策 部

1 議案第 30 号「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例案」について

1 条例案の趣旨

現在、県では住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に規定されている事務について、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）による本人確認情報（注）の利用等を行っています。

住基法では、同法に掲げる事務のほか、県が条例を定めた場合は、その条例に定める事務についても、住基ネットで本人確認情報の利用及び提供を行うことができるとされています。

これを踏まえて、県は、住基ネットをさらに有効活用し、県民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例案」を提出しました。

（注）本人確認情報

住民票の記載事項のうち、4 情報（氏名、生年月日、性別、住所）、住民票コード及びこれらの変更情報のこと

2 条例案の概要

（1）知事が本人確認情報を利用する事務

- ① 地方税法及び三重県県税条例に基づく県税（個人の市町民税、産業廃棄物税及び地方法人特別税を含む。）の賦課又は徴収に関する事務
- ② 地方税法に基づく県税の犯則事件（地方法人特別税に関する犯則事件を含む。）の調査に関する事務
- ③ 宗教法人法による書類の写しの提出に関する事務
- ④ 改正前の農地法による土地等の管理に関する事務
- ⑤ 採石法による採石業の登録又は届出に関する事務
- ⑥ 砂利採取法による砂利採取業の登録又は届出に関する事務
- ⑦ 土地収用法による土地の取得又は使用に関する事務
- ⑧ 県吏員職員退職諸給与支給条例による年金である給付の支給に関する事務
- ⑨ 三重県心身障害者扶養共済条例による届出に関する事務

（2）知事以外の県の執行機関へ本人確認情報を提供する事務

- ① 教育委員会
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則による修学奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務
- ② 監査委員
地方自治法による監査に関する事務

（3）市町の執行機関へ本人確認情報を提供する事務

地方税法及び市町の条例に基づく市町村税（個人の県民税を含む。）の賦課又

は徴収に関する事務

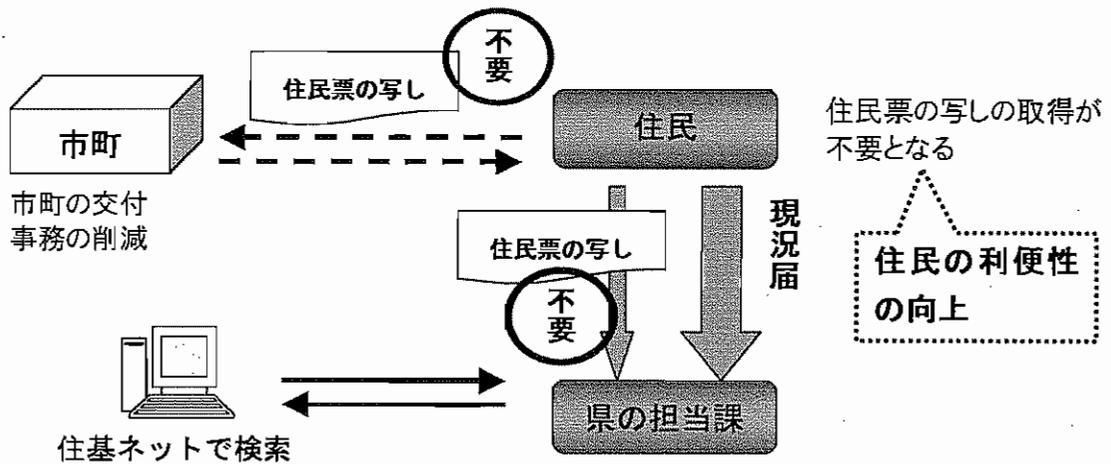
(4) 利用及び提供の状況の公表

知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況について公表するものとする。

3 住基ネットを利用した場合の効果

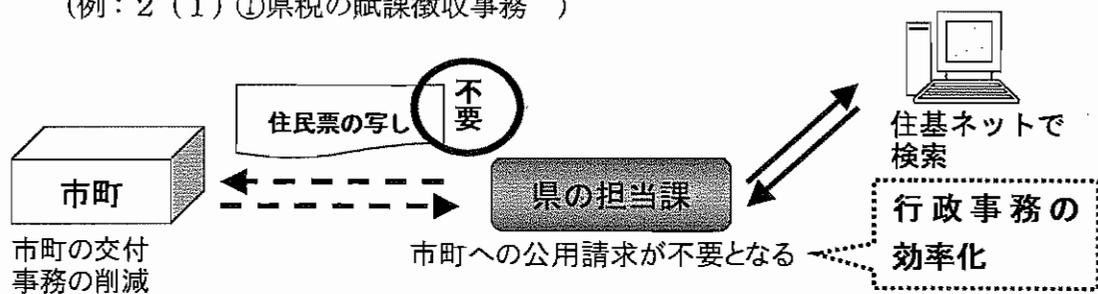
○県が申請者等に住民票の写しの添付を求めている事務

(例：2 (1) ⑨心身障害者扶養共済制度による年金支給事務)



○県の担当課が住民票の写しを公用請求している事務

(例：2 (1) ①県税の賦課徴収事務)



4 本人確認情報の利用及び提供にあたってのセキュリティ対策について

現在、県において行っている住基法に規定されている事務については、住基法等の定めによるセキュリティ対策が取られています。

今回制定予定の条例に定める事務は、住基法の規定により、同法に定められている事務と同様に取り扱われます。このため、セキュリティ対策についても、住基法の定めに従って、現在の住基法に定めのある事務と全く同じ対策が取られることとなります。

(1) 制度面《住基法に基づく厳格な制度》

- ・保有する情報を、本人確認情報に限定 (法第30条の5、第30条の11)
- ・本人確認情報の提供先、利用目的を、住基法で明確に規定し、目的外利用を禁

止（法第30条の30、第30条の34）

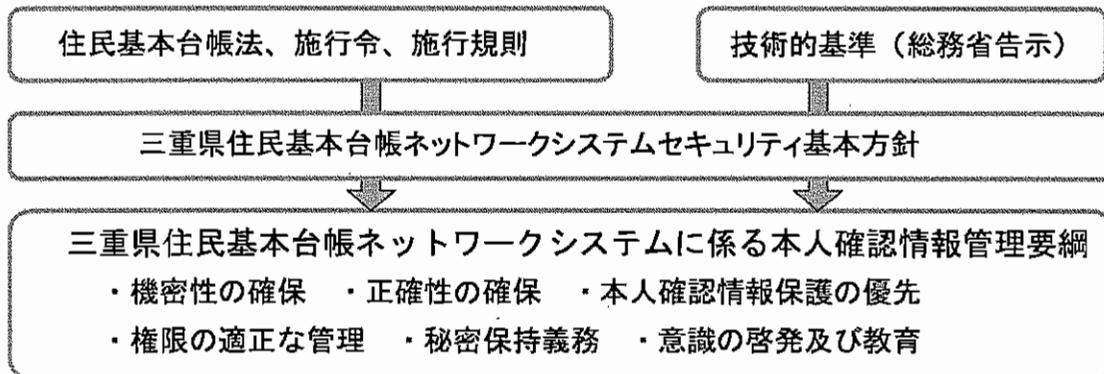
- ・システム操作者に守秘義務だけでなく刑罰を加重（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）（法第42条）
- ・本人確認情報の安全確保措置を義務付け（法第30条の29、第30条の33）

（2）技術面

- ・専用回線の利用
- ・ファイアウォールによる厳重な通信制御
- ・侵入検出装置による不審な通信パターンの検知
- ・通信相手となるコンピュータとの相互認証
- ・通信データの暗号化

（3）運用面

- ・住基ネットを利用する所属の所属長を構成員とするセキュリティ会議を設置し責任体制を確立
- ・利用職員の範囲を必要最小限に設定
- ・操作者用ICカードにつき施錠して保管
- ・追跡調査のための操作履歴の保存
- ・セキュリティ研修の実施
- ・セキュリティ対策に関する規程を整備
- ・障害や不正行為発生時に対応すべき「緊急時対応計画」を策定
- ・本人確認情報保護審議会の設置（法第30条の9）



5 パブリックコメントの実施

平成22年10月7日～10月26日の間、パブリックコメントにより県民の皆様から条例（素案）について意見を募集しましたが、ご意見はありませんでした。

6 今後のスケジュール

平成22年11月

第2回定例会（11月会議）に条例案を提出

平成23年4月1日

条例施行（予定）

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（案） の概要

規則（案）の内容

1 本人確認情報の提供方法

電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、その送信又は送付の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとしします。

2 知事が本人確認情報を利用する事務（条例別表第2）

(1) 条例別表第2第1号で規定する規則で定める事務

ア 県税（個人の市町民税、産業廃棄物税及び地方法人特別税を含む。）の賦課又は徴収に関し、納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者又はこれらの相続人等の住所等の確認に関する事務

イ アに掲げる者が所有する財産上に抵当権を有する者や、当該財産を占有している第三者等の住所等の確認に関する事務

ウ アに掲げる者の譲渡担保財産の権利者等の住所等の確認に関する事務

エ アに掲げる者に債権債務があり、納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者の住所等の確認に関する事務

オ 国税徴収法に規定する捜索に係る第三者及び滞納者の親族その他の特殊関係者の住所等の確認に関する事務

カ 地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者の住所等の確認に関する事務

キ 自動車取得税及び自動車税の減免を受けようとする身体障害者等の住所等の確認に関する事務

ク 軽油引取税の免税を受けようとする軽油使用者の住所等の確認に関する事務

ケ 過誤納金又は還付金の還付を受けるべき者等の住所等の確認に関する事務

(2) 条例別表第2第2号で規定する規則で定める事務

県税に関する犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の住所等の確認に関する事務

(3) 条例別表第2第3号で規定する規則で定める事務

宗教法人法による書類の写しの提出に係る宗教法人の役員の住所等の確認に関する事務

(4) 条例別表第2第4号で規定する規則で定める事務

自作農財産の管理において当該土地の隣接地等の所有権を有する者の住所等の確認に関する事務

(5) 条例別表第2第5号で規定する規則で定める事務

採石業の登録の申請の受理又は変更の届出に係る業務管理者の住所等の確認

に関する事務

- (6) 条例別表第2第6号で規定する規則で定める事務

砂利採取業の登録の申請の受理又は変更の届出に係る業務主任者の住所等の確認に関する事務

- (7) 条例別表第2第7号で規定する規則で定める事務

土地収用法に係る事業又はこれらの事業に係る関連事業を行うために必要な土地等について、所有権又は所有権以外の権利を有する者の住所等の確認に関する事務

- (8) 条例別表第2第8号で規定する規則で定める事務

県吏員職員退職諸給与支給条例による年金の支給を受ける権利を有する者の生存等の確認に関する事務

- (9) 条例別表第2第9号で規定する規則で定める事務

三重県心身障害者扶養共済制度による年金の支給を受ける権利を有する者の生存等の確認に関する事務

3 知事が県の他の執行機関に本人確認情報を提供する事務（条例別表第3）

- (1) 条例別表第3の教育委員会の項で規定する規則で定める事務

三重県高等学校等修学奨学金の貸与を受けた者又は連帯保証人等の住所等の確認に関する事務

- (2) 条例別表第3の監査委員の項で規定する規則で定める事務

住民監査請求に係る請求者の住所等の確認に関する事務

4 知事が県内市町長に本人確認情報を提供する事務（条例別表第1）

- (1) 市町村税の賦課又は徴収に関して、納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者又はこれらの相続人等の住所等の確認に関する事務

- (2) (1)に掲げる者が所有する財産上に抵当権を有する者や、当該財産を占有している第三者等の住所等の確認に関する事務

- (3) (1)に掲げる者の譲渡担保財産の権利者等の住所等の確認に関する事務

- (4) (1)に掲げる者に債権債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めらるに足りる相当の理由がある第三者の住所等の確認に関する事務

- (5) 国税徴収法に規定する捜索に係る第三者及び滞納者の親族その他の特殊関係者の住所等の確認に関する事務

- (6) 地方税法の規定による徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者の住所等の確認に関する事務

- (7) 過誤納金又は還付金の還付を受けるべき者等の住所等の確認に関する事務

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例案
別表第一〜三

別表第一

市町の執行機関	事務
市町長	<p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び市町の条例に基づく市町村税(当該市町村税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。)の賦課又は徴収(当該市町村税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であつて規則で定めるもの</p>

別表第二

- 一 地方税法及び三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)に基づく県税(地方税法第四十八条第一項又は第二項の規定により徴収する個人の市町民税、三重県産業廃棄物税条例(平成十三年三重県条例第五十一号)第三条の規定により賦課徴収する産業廃棄物税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十条の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。)の賦課又は徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であつて規則で定めるもの
- 二 地方税法に基づく県税の犯則事件(地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる地方法人特別税に関する犯則事件を含む。)の調査に関する事務であつて規則で定めるもの
- 三 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出に関する事務であつて規則で定めるもの
- 四 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第八条第一項の規定により、なお従前の例によるものとされた土地等の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
- 五 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の規定による登録又は同法第三十二条の七第一項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの
- 六 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第三条の規定による登録又は同法第九条第一項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの
- 七 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号のいずれかに該当するものに関する事業又はこれらの事業に係る同法第十六条に規定する関連事業の用に供する土地の取得又は使用に関する事務であつて規則で定めるもの
- 八 県吏員職員退職諸給与支給条例(昭和九年三重県条例第十一号)に基づく年金である給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
- 九 三重県心身障害者扶養共済条例(昭和四十五年三重県条例第十号)第二十五条第五項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第三

<p>知事以外の執行機関</p>	<p>事 務</p>
<p>教育委員会</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十六号)に基づき修学奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>監査委員</p>	<p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第一項の規定による監査に関する事務であつて規則で定めるもの</p>

1 国の出先機関改革に係る中部圏研究会（仮称）について

国の地域主権改革の取組項目の一つである、国の出先機関の原則廃止について、現在、地域主権戦略会議において検討が進められており、今年中にアクション・プラン（仮称）が策定される予定です。

こうした国の動きを受け、全国知事会においても、本年4月に麻生会長から、国の動向を注視し、各ブロックにおいても順次検討を行うよう要請があり、全国の各ブロック知事会等において議論が行われてきているところです。

1 中部圏知事会における議論

中部圏知事会において、国の出先機関廃止に係る対応について議論を行うため、11月24日に三重県で開催された中部圏知事会議の協議話題に急遽追加提案が行われました。

会議において、各県から次のような発言がありました。

- まずは事務レベルでの基礎的な勉強、意見交換、情報収集を行うべきである。（各県）
- どの出先機関が、いつ、どの程度、権限を移管していくのか注視する必要がある。

（岐阜県）

- 都道府県単位で受け入れられるものが多いと思うが、広域的な対応を検討する際には、中部圏は国の管轄区域が非常に錯綜しており、（受け皿組織として）もっと柔軟な仕組みが考えられないかと思う。（三重県）

各県のこうした意見を踏まえ、どのような対応が可能か、まず、事務レベルで検討していくこととなったところです。

2 国の出先機関改革に係る中部圏研究会（仮称）の設置

中部圏知事会の会長である愛知県知事から、中部圏における検討について提案が行われたことから、会長県である愛知県が事務局となり、国の出先機関改革に係る中部圏研究会（仮称）を立ち上げることになりました。

研究会については、現在、中部圏知事会議の構成県市で調整を行っているところですが、次のような内容を検討する予定です。

（検討事項）

- ・国の出先機関の事務・権限の仕分け（地方移管における課題や広域対応の必要性等）
- ・国の出先機関の詳細な管轄区域の情報整理

※参考資料：国の出先機関（地方支分部局）の管轄区域について（中部圏）

国の出先機関(地方支分部局)の管轄区域について(中部圏)

出先機関	所管省庁	富山県	石川県	福井県	長野県	静岡県	岐阜県	愛知県	三重県	滋賀県	備考	
総合通信局	総務省	北陸			信越	東海				近畿		
法務局	法務省	名古屋			東京		名古屋			大阪		
地方厚生局	厚生労働省	東海北陸		近畿	関東信越	東海北陸				近畿		
都道府県労働局		各県に設置										
中央労働委員会 地方事務局		中部									近畿	
地方農政局	農林水産省	北陸			関東		東海			近畿		
森林管理局		中部	近畿中国		中部	関東	中部	近畿中国				
経済産業局	経済産業省	中部		近畿	関東		中部			近畿		
地方整備局	国土交通省	北陸		近畿	関東	中部				近畿		
地方運輸局		北陸信越		中部	北陸信越	中部				近畿		
地方航空局		大阪			東京		大阪					
地方環境事務所	環境省	中部				関東	中部			近畿		

* 全国知事会「国の出先機関廃止PT」の検討対象(8省庁15系統)に基づき作成。

ただし、沖縄総合事務局(総務省)、漁業調整事務所(農水省)、北海道開発局(国交省)を除く

* 管轄区域の特例により、他の区域の管轄となるものがあります。

2 水力発電事業の民間譲渡について

1 中部電力(株)との協議状況

(1) 地域貢献課題について

譲渡譲受にあたっての基本的な事項の合意に向け、次の項目について、最終的な対応を協議しています。

① 森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策

譲渡後も確実に事業が行えるよう、事業継続のための具体的な方策を協議しています。

② 宮川の流量回復

「粟生頭首工直下で毎秒3 m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万 m³を限度に放流する」ための具体的運用ルールや流量測定方法について、引き続き細部の調整を行っています。

(2) 設備、用地・権利関係について

中部電力(株)と確認した課題や対応方針に沿って次のとおり対応します。

- 土木設備・電気設備については、老朽化設備の前倒し補修など、課題解決に向けて引き続き計画的に進めていきます。
- 用地・権利関係については、境界確認、用地境界杭設置、用地測量及び管理用図面等の作成業務を引き続き進めていきます。また、未登記地(19筆のうち残り11筆)の解消、権利の設定、発電所敷地内の国有地の払下げ・付け替え等についても、譲渡までに実施していきます。

(3) 譲渡価格について

譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な価格となるよう資産の観点、他県での譲渡事例など、様々な要素を踏まえて検討する中で、協議を重ねているところです。

2 今後の対応

地域貢献課題や譲渡価格について、中部電力(株)と引き続き鋭意協議を進めてまいります。

3 三重県新エネルギービジョンについて

1 現在の状況

(1) 県の状況

現行の三重県新エネルギービジョンの目標年度が平成 22 年度末までであることや、新エネルギーに関連する状況変化を踏まえ、県として、引き続き、新エネルギーへの取組を積極的に推進し、新エネルギーの導入促進・普及啓発のための基本方向を示す新たなビジョンの策定に取り組んでいるところです。

策定にあたっては、国の動向を踏まえつつ、県議会からの意見や有識者等で構成する三重県新エネルギービジョン策定懇話会からの助言等をいただきながら、別冊資料のとおり新たなビジョンの理念、将来像、基本方向などの検討を行っているところです。

(2) 国の状況

エネルギー政策基本法に基づく「エネルギー基本計画」で「2020 年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 10%に達することを目指す」とされ、その取組の一つとして固定価格買取制度が掲げられています。具体的な買取価格及び制度の詳細等については、検討がなされている状況にあります。

また、密接な関係にある地球温暖化対策基本法案が平成 22 年 10 月に閣議決定され、目標達成のための中長期ロードマップについて検討が進められているところです。

2 今後の対応

新たなビジョンの策定にあたっては、関連する国の計画等を踏まえながら作業を進めていきますが、今後の進め方については、議会の意見等もうかがいながら調整していきたいと考えています。

4 JR名松線について

1 経緯とこれまでの取組

- ① JR名松線は、平成21年10月の台風18号により被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、家城・伊勢奥津間はバスによる代行輸送が続いています。
- ② 県は、平成21年11月から22年1月にかけて、周辺山林部や被災箇所の上空調査や現地調査などを実施しました。
大規模な山腹崩壊等は確認されず、名松線を災害前の状態（安全確保のため時間雨量20mmで運転を抑止）に復旧するには、県として特段の対策は必要ないという調査結果をまとめ、平成22年2月に、JR東海に対して、家城・伊勢奥津間を災害前の状態に復旧することなどを申し入れました。
- ③ その後、4月20日に、JR東海から、鉄道運行の安全・安定輸送を確保するためには、40の沢不安定箇所等の改善が必要であり、そのための対策工事は自治体（津市・県）で実施すべきとの考え方が示されました。
- ④ これを受け、県としては、山林周辺部からの影響を未然に防ぎ、予防的に安全性を確保するという観点から、有識者を交えて津市とともに、JR提案の対策工事の必要性などについて、6月～9月に現地調査を実施し、調査結果をとりまとめるにあたってJR東海との意見交換を行ってきました。
- ⑤ 9月27日の県議会本会議で、知事は、「津市の意向を尊重しながら、家城・伊勢奥津間の鉄道による運行再開を前提に、県としても必要な治山事業を実施する方向で、10月以降に行われる中部運輸局、JR東海、津市、県の4者による話し合いに臨み、名松線の復旧を求める」旨を答弁しました。
- ⑥ 調査結果を取りまとめている中で、10月1日、JR東海、津市との実務担当者の意見交換会で、JR東海側から、復旧に向けた提案がありました。

<ul style="list-style-type: none">・自治体は、策定した計画に沿って治山治水対策を実施し、その後、JR東海は、治山治水対策の完了に合わせて復旧工事を行う。・自治体は、自ら対策を施した被災地域の維持管理を継続的に行い、JR東海は、復旧区間の継続的な安全運行に努める。

※上記提案の「治水対策」とは、流路工と水路整備等の水路整備事業のことを意味し、県・津市の役割分担では、津市が行うこととなっています。
- ⑦ 11月24日、JR東海の社長は、定例記者会見で、「自治体による十分な治山治水対策が行われ、その後においても、維持管理が適切に行われることを前提に復旧する考えである」ことを自治体に伝えた旨の見解が示されました。

2 JR東海との協議内容

「JR東海の10月1日の提案」を受け、10月以降、JR東海、津市、県の担当者の意見交換会で次のような協議を行っています。

(1) 対策工事の内容

① 県・津市の考え方

「JR東海の4月20日の考え方」について、山林周辺部からの影響を未然に防ぎ、予防的に安全性を確保するという観点から調査報告書(別冊資料参照)により、検証結果を示した。

② JR東海の考え方

工事内容は自治体で決めてもらえばよい。

(2) 工事の役割分担

① 県・津市の考え方

基本的には、津市は水路整備事業としての流路工や水路整備等を行い、県は治山事業として谷止工や山腹土留工等を行う。

なお、JR東海所有地及び近隣の工事施工(線路横断部分の水路拡幅等)については、今後、津市がJR東海と協議を行っていく。

② JR東海の考え方

原則、対策工事は、すべて自治体で実施してほしい。

(3) 工期

① 県・津市の考え方

保安林指定等の手続きから工事までの治山事業及び水路整備事業として概ね5年程度を要する。

② JR東海の考え方

自治体の工期については、5年程度であれば了解できる。

また、JR東海は、基本的には、自治体の対策工事の完了に合わせ復旧工事を行う。

(4) 維持管理

① 県・津市の考え方

県の治山事業については、県の定める「治山パトロール実施要領」に基づいて維持管理を行う(通常の治山の維持管理)。

津市の水路整備事業については、原則として津市が維持管理を行うこととするが、JR東海の施設内に設置したもの(横断水路を含む)については、設置経過等を踏まえ、津市とJR東海が協議を行っていく。

② JR東海の考え方

原則として、対策工事施工後も、鉄道施設が被災しないよう、県・津市が被災区間周辺部施設の機能の保持を継続的に行ってほしい。

3 今後の対応

- ① 工期及び工事費については、詳細な調査設計を実施のうえ決めていきます。治山事業については、工期は、概ね5年程度、工事費は、現時点での概算で、5億円程度と見込んでいます。
- ② JR東海、津市、県の3者で、早急に詰めたうえで、名松線の復旧に向けた基本的な考え方についての合意を得るとともに、平成22年度中に3者で復旧に向けた協定を交わすよう努めてまいります。
- ③ 上記の合意を得たうえで、名松線の復旧に関する事業費(調査費、工事費)を、平成23年度当初予算として要求してまいります。

(別紙資料)「JR東海の4月20日の考え方」(対策工事)に対する検証結果 一覧表

溪流部	その他	調査報告書の箇所番号	キロ程(K M)		水路整備		JR東海線路横断部分		治山事業		備考
					流路工	水路整備	水路新設	水路拡幅	谷止工	山腹土留	
		1	30	260		○	△				
		3	30	375	○		○		○		
		5	30	508							浚渫済
	①	①	30	610		○					
		7	30	766		○	○		○		
		10	31	410				○	○		
		11	31	570			○				
		12	31	655					□		
		14	31	820		△					
		15	31	980		○	△				
		17	32	411							土砂浚渫により対応
		18	32	460			○		○		
		19	32	511					△		
		20	32	600							所要の調査を実施のうえ対応
		21	32	670			△				
	②	②	38	787	○						
		22	32	880		○				□	
		23	32	943	○			○			
		24	33	100		△					
	③	③	34	300		○	△				
	④	④	34	650		○	○				
		27	34	841					△		
		28	34	918		○		△			
		29	35	263				○			
		30	35	390	○	○	○		□		
		31	35	570	○	○	○		○		
	⑤	⑤	36	980		○	○				
		34	37	525						□	
		35	37	590							土砂浚渫により対応
		37	38	691					○		
		38	38	740		○	○				
		39	38	860					○		
		40	38	970		△	△		○		
		41	39	14	○		○		○		
		42	39	320	△		△				
		43	39	420					○		
		45	39	635		○	△				
		46	39	798		○	△				
		47	39	830		△			○		
		48	40	240		△					
35	5					7	19	18	4	15	2

※注 ○:JR東海提示の対策工事を実施する箇所

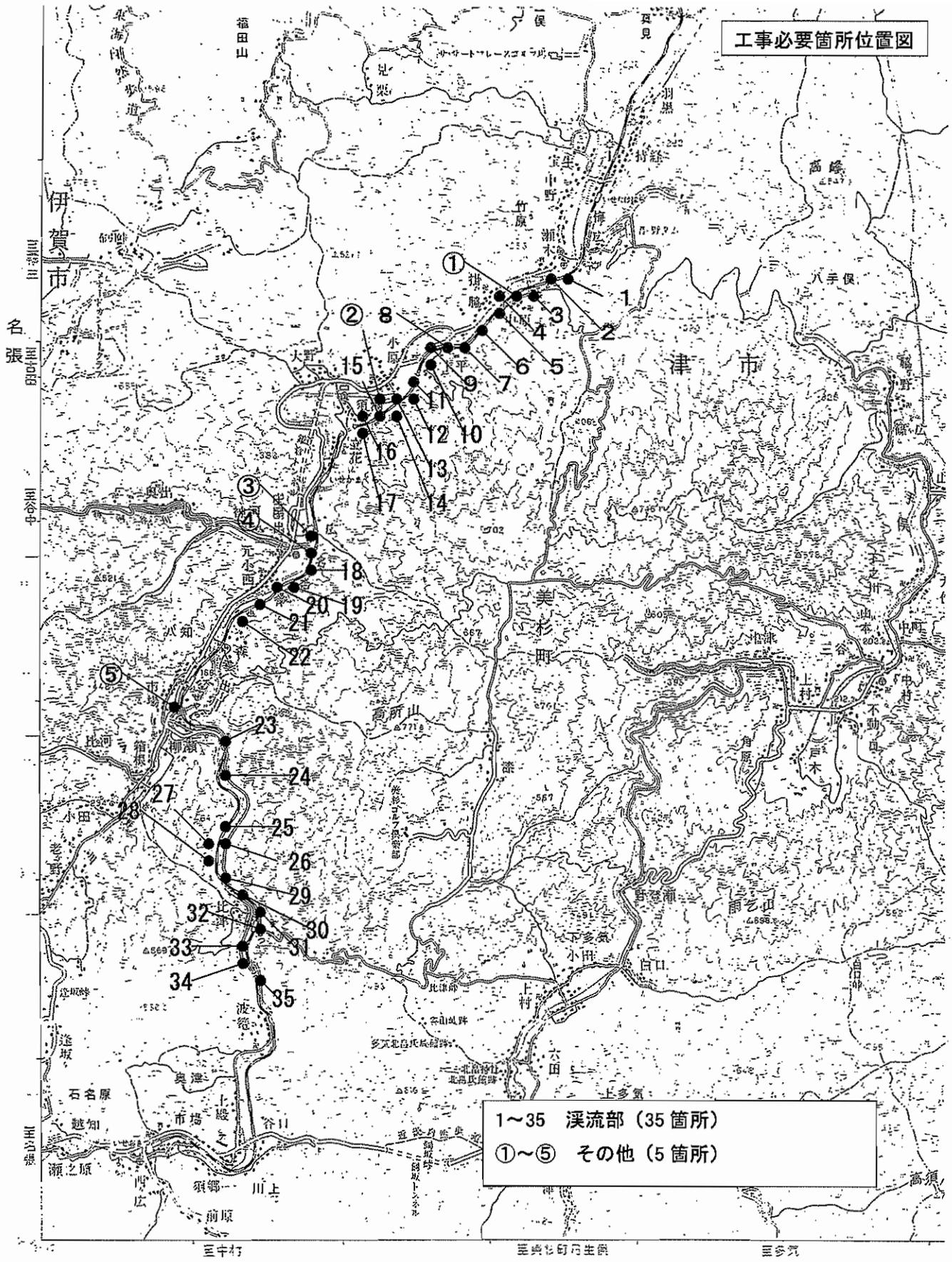
△:県・市が対策工事を新たに加えた箇所(JR東海からの対策工事の提示なし)

□:JR東海提示の対策工事の一部を実施する箇所(1箇所に設置する谷止工を減らす等)

【対策工事の検証結果】(40箇所中)

- ・上記一覧表の網掛け部分は、JR東海提示の対策工事(案)のとおり実施(20箇所)
- ・上記一覧表の網掛け以外の部分は、JR東海提示の対策工事(案)の一部実施又は他の方法で実施(20箇所)

工事必要箇所位置図



5 木曾岬干拓地整備事業について

1 現 状

木曾岬干拓地では、当面の土地利用計画に基づき、平成18年度から伊勢湾岸道路以北の「わんぱく原っぱ」へ建設発生土による盛土(-0.5m→+4.5m)を開始し、平成22年11月末で約158万 m^3 (計画盛土体積約260万 m^3)を施工しています。

東海農政局との売買契約では、平成22年度末までに「わんぱく原っぱ」の工事を完了することとなっていますが、搬入を予定していた建設発生土が、公共工事を取りまく環境の変化に伴い大幅に減少したため、「わんぱく原っぱ」を期日までに完成させることができなくなりました。

2 課 題

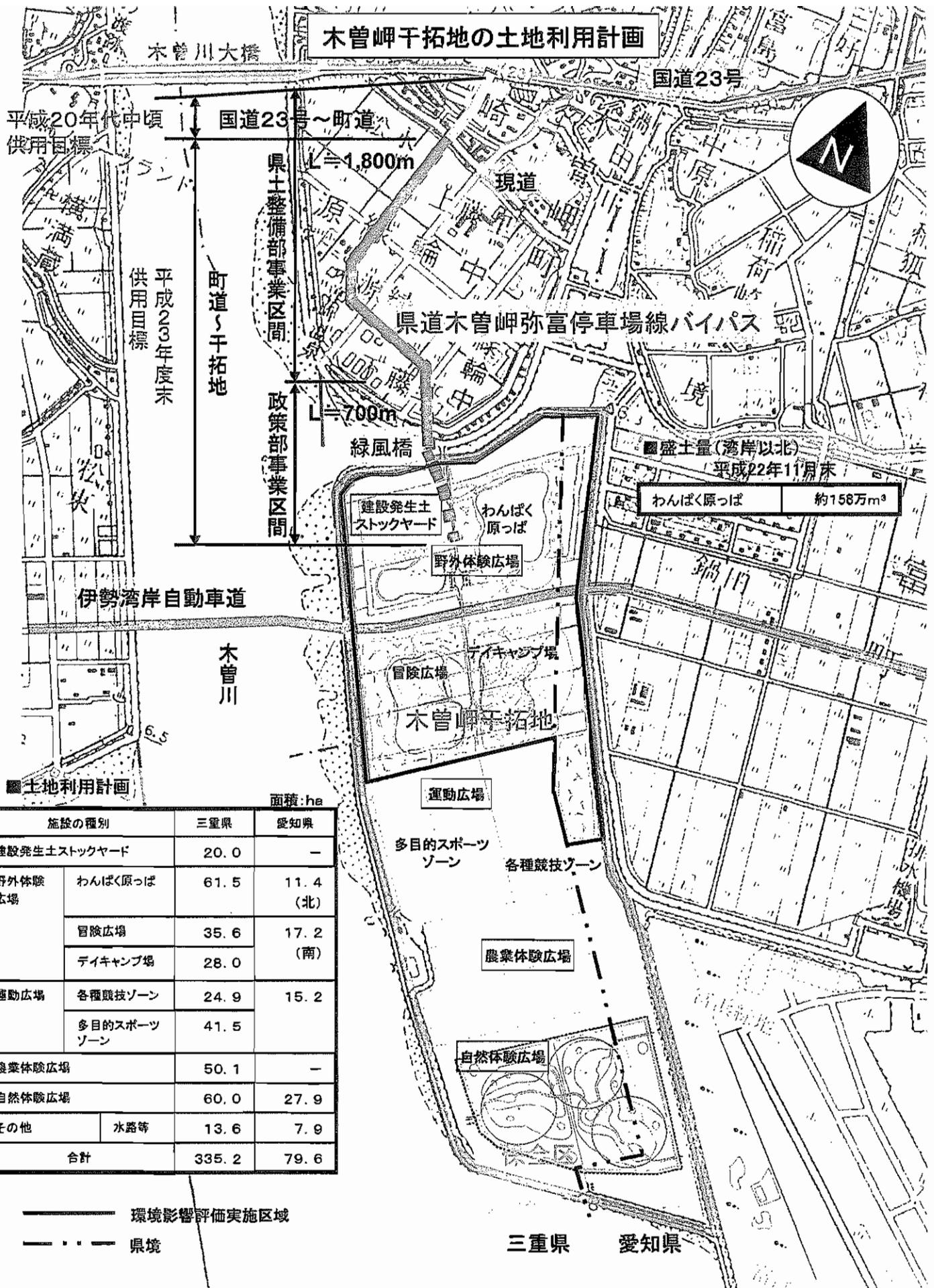
中部地方整備局等公共工事発注機関に対し、「今後想定される建設発生土量調査」を実施し、搬入見込み土砂量を精査した結果、「わんぱく原っぱ」の工事を完了するには平成26年度末までの期間を要する見込みとなりました。

このため、東海農政局との売買契約における土地利用計画の「工事完了期日」、「公共施設の用に供する期日」(工事完了後、5年間の供用が完了する期日)を変更する必要があります。

3 今後の対応

搬入見込み土砂量の調査結果をもとに、愛知県などの関係者と調整を図りながら、東海農政局との売買契約における土地利用計画の「工事完了期日」、「公共施設の用に供する期日」を4年間延長することについて、東海農政局との協議を進め、協議が整い次第、今年度末を目途に契約変更の申請を行います。

木曾岬干拓地の土地利用計画



盛土量(湾岸以北)
平成22年11月末
わんぱく原っぱ 約158万m³

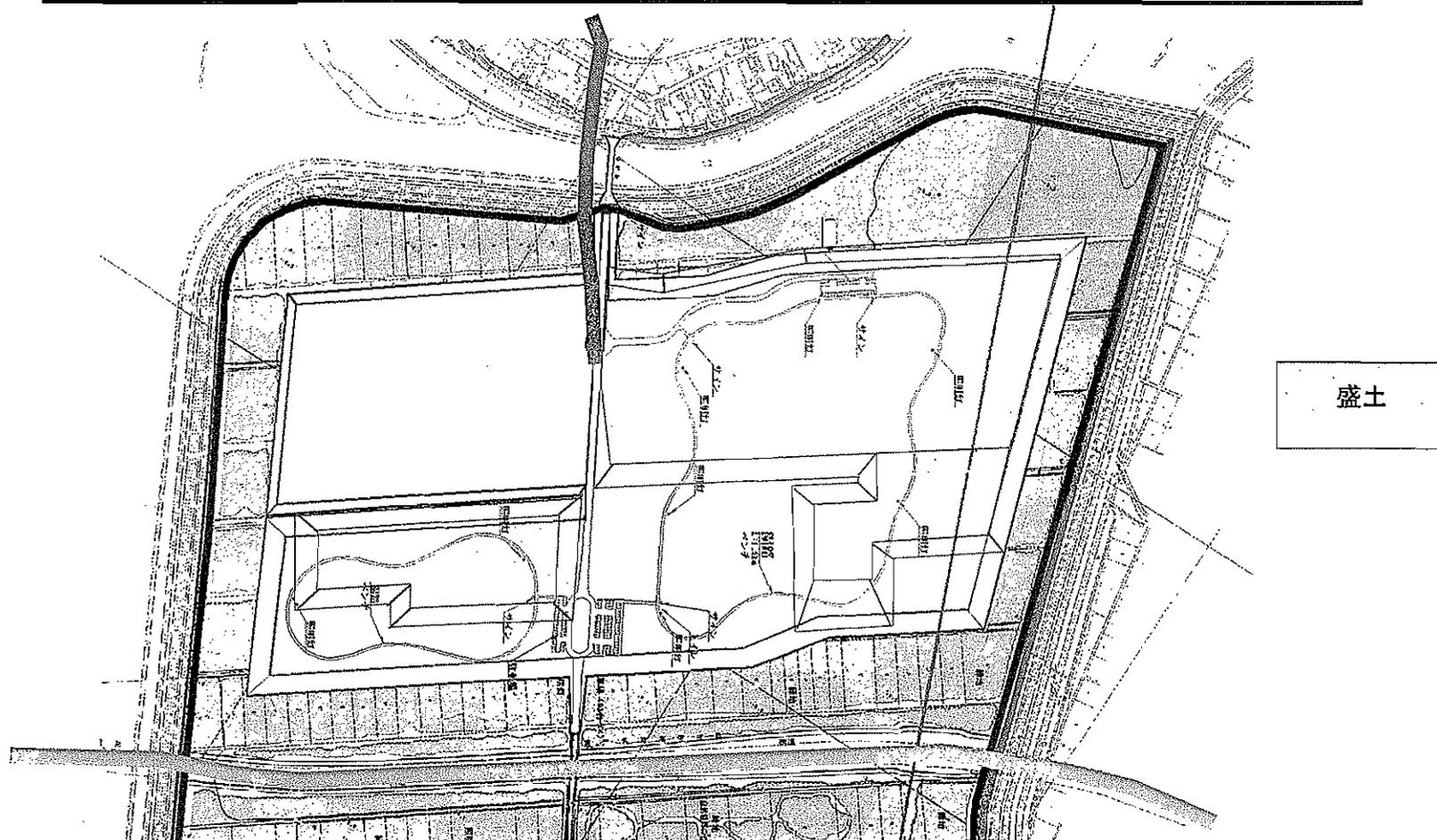
●土地利用計画

施設の種別	面積:ha	
	三重県	愛知県
建設発生土ストックヤード	20.0	-
野外体験広場	わんぱく原っぱ	11.4 (北)
	冒険広場	17.2 (南)
	デイキャンプ場	28.0
運動広場	各種競技ゾーン	15.2
	多目的スポーツゾーン	41.5
農業体験広場	50.1	-
自然体験広場	60.0	27.9
その他	水路等	7.9
	合計	79.6

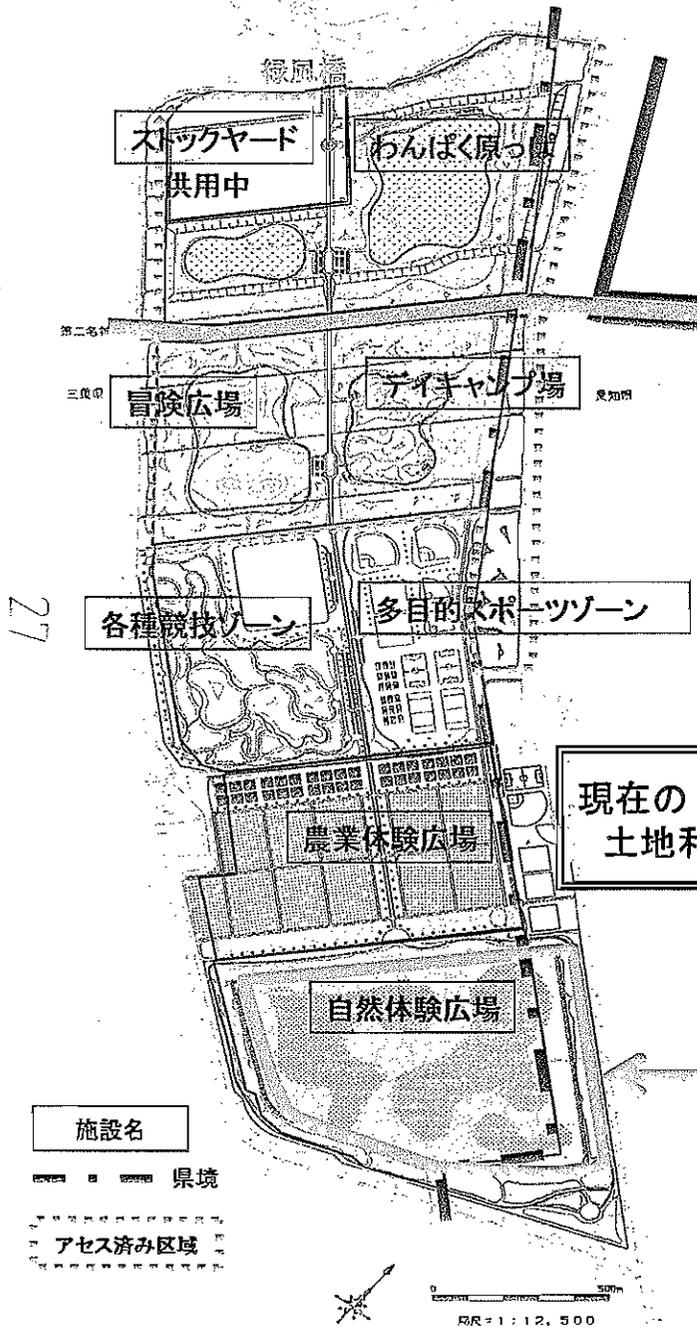
—— 環境影響評価実施区域
- - - 県境

三重県 愛知県

木曾岬干拓地の盛土進捗状況図（平成 22 年 11 月末） 約 158 万 m³



東海農政局との売買契約に基づく、各施設の整備時期および供用期間の今後の考え方(案)



工事完了期日
アクセス道路
部分完成(予定)
アクセス道路
国道23号まで完成(予定)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
整備年次 (変更前)																				
整備年次 (変更後)																				
供用期間 (変更後)																				

公共施設の用に供する期日

※ [---] は、変更前の供用期間

現在の
土地利用計画

保全区

施設名

■■■■ 県境

■■■■ アセス済み区域

50m

1:12,500

採択された請願、陳情の処理状況

政策部

採択された 定例会の別	受理番号	件 名	処理の経過及び結果
平成 21 年 第 2 回定例会	請願 第 52 号	離島架橋の早期実現について (要 旨) 離島架橋の推進を更に積極的に図るとともに、特に、答志島架橋については、早期に実現されるよう請願する。	<p>離島架橋をはじめとする離島地域の振興について協議・検討する場として、昨年 11 月 16 日、県及び鳥羽市、志摩市で構成する「離島振興担当課長会議」を設置しました。</p> <p>同会議では、昨年度、離島架橋の現状等について、全国的な事例も踏まえ情報及び意見交換を行いました。今年度は、離島架橋を有する地域に対し、離島架橋整備による効果・影響について調査を進めているところです。</p> <p>今後も、引き続き、同会議において、離島架橋をはじめとする離島振興の諸課題について、協議・検討を行っていきます。</p>

7 熊野古道を活かした地域づくりの取組について

世界遺産である熊野古道は、東紀州地域における地域づくりの核となる資源であり、その保全と活用については熊野古道に関わる地域の人びとや市町等とともに「価値に気づく」「守り伝える」「伊勢路を結ぶ」を目標に次のような取組を行っています。

1 取組状況

(1) 熊野古道を核とした地域づくり

① 熊野古道まちなか案内所の設置

熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介していく「熊野古道まちなか案内所」を平成23年3月までに5か所設置し、観光客の満足度向上と地域住民のおもてなし意識の醸成をはかっていきます。

② テーマ別冊子の作成

熊野古道を育み守ってきた自然、人、暮らしなどを簡潔にまとめたテーマ別冊子を作成することとしています。今年度のテーマは、「熊野古道ってなあに?」「熊野古道にはどんな自然があるのかな?」「熊野古道はわたしたちの暮らしとどう関係しているの?」であり、まちなか案内所や熊野古道センター、小中学校等へ平成23年3月までに配付し、地域内外へ情報発信していきます。

③ 熊野古道伊勢路ウォークイベントの実施

熊野古道を活用した周遊ルートを新たに2ルート設定するとともに、歴史、文化等のテーマ別の熊野古道ルートを4ルート提案し、地域と協働しながらモデル的にウォークイベントを平成23年2月から3月にかけて実施していきます。

④ 本物体験を中心としたプログラムづくり

東紀州地域の様々な魅力を体験できるよう、あまり知られていない聖地の旅や漁師町の散策などを中心に「本物に触れるこだわりの旅プログラム」として、来年春の旅行商品の造成に取り組んでいきます。

(2) 東紀州観光まちづくり公社の取組

熊野古道伊勢路を核とした継続性のある旅行商品等を企画し、関西圏・中京圏など10社へエージェントセールスを行い、東紀州地域へ多くの集客をはかっています。また、テレビドラマ「旅する夫婦」の撮影やプレス&フィルムコミッションを通じた取材に協力することで、東紀州地域の魅力を発信しています。

みえ熊野学や熊野古道に関して地域外の人びとの理解と関心を深めるため、明治大学リベティアカデミー（東京）、中日文化センター（名古屋）などで、文化講座や現地学習を行っています。また、地域の人びとを対象に、巡回講座を5市町ごとに開催しています。

(3) 熊野古道センターの取組

熊野古道の魅力在全国に発信するとともに、地域内外の人びとの交流を促進するため、「筏師の道」など地域の文化を探る企画展や「熊野古道まつり」など地域と一体となった交流イベントを実施しています。

(4) 東紀州地域観光圏整備事業

来訪者の利便性の向上をはかるため、熊野古道等へ誘導するマイカーおよび歩行者向けのサインの設置計画策定や携帯電話を活用したQRコードの作成に取り組んでいます。

2 今後に向けて

今後とも、引き続き熊野古道の文化的価値を地域が一体となって後世に伝えるための支援を行うとともに、来訪者に地域の魅力をより深く味わっていただけるような取組を行っていきます。

また、市町等多様な主体と連携し、東紀州観光まちづくり公社、熊野古道センター等を活用しながら熊野古道を活かした取組を進めていきます。

8 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について

1 「^{うま}美し国おこし・三重」活動報告・交流会

今年度から始めたテーマに基づく取組など「^{うま}美し国おこし・三重」のこれまでの活動報告や、「海の命・森の命」のテーマプロジェクトに関連したワークショップ、「人と地域の絆づくり」についてワールドカフェ方式で行う交流会を開催します。

日時：平成 22 年 12 月 18 日（土）13：00～16：30（開場 12：30）

場所：三重大学（三重県津市栗真町屋町 1577 番地）

内容：① 「^{うま}美し国おこし・三重」のこれまでの取組の活動報告

② ワークショップ

ア ソーシャルレジャーで楽しく環境活動しよう！

イ 資源循環のしくみづくりを広めよう！

ウ 新たな体験交流プログラムを作ろう！

③ ワールドカフェ方式で行う大規模な交流会

2 地域での^{うま}美し国おこし

(1) 「座談会」等の開催状況

「地域づくりに取り組んでいる」または「これから始めようとする」住民の皆さんを対象に、地域の課題や将来の展望を語る場である座談会や説明会等を市町と調整のうえ開催しています。（平成 22 年 4 月～11 月に 409 回、延べ 1,026 回開催）

(2) パートナーグループ登録の状況

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、自発的に地域をより良くしていこうとする活動を行うパートナーグループの登録を進めています。（平成 22 年 4 月～11 月に 75 グループ、延べ 228 グループ登録）

(3) サポートメニュー

① 人材育成研修

ファシリテーション研修、広報・情報発信研修を平成 21 年度から 3 年間にわたり、それぞれ県内 3 箇所で実施しています。今年度は、あわせて延べ 82 名の方に受講いただきました。

② 専門家派遣

一次製品の直売所の経営や地域資源を活用した商品開発など、パートナーグループの取組を活性化するために、今年度は 11 月末現在で、11 件（延べ 22 回（日））の専門家の派遣を行っています。

③ 財政的支援

パートナーグループによる地域づくりを進めるため、必要な初期投資に係る費用を対象に、今年度は 7 件、市町と合わせて約 501 万円（うち実行委

員会負担約 285 万円) 支援しています。

- ・ 亀山みそ焼きうどん本舗 「調理機材やPR用の着ぐるみ等の購入」
- ・ NPO法人三重ドリームクラブ
「手作り甲冑隊で使用する太鼓やのぼり等の購入」
- ・ 海守り
「海の環境教育プログラムに必要なデジタルカメラや顕微鏡等の購入」
- ・ ごたーげさん
「規格外トマトを活用したトマトソースを生産するための施設整備」
- ・ 元丈の里 営農組合
「米を米粉に加工するための高速粉碎器の購入」
- ・ 麻生の浦会 「味噌づくりに必要な調理器具の購入や施設整備」
- ・ 大紀ふれあいまつり実行委員会 (市町・パートナーグループが参画した実行委員会等への支援)
「大紀ふれあいまつりに必要なスタッフジャンパーやのぼり等の購入」

(4) 拡大座談会

- ① 熊野地域・合同拡大座談会 (三重県青年農業士連絡協議会と共催)
開催日：平成 22 年 8 月 17 日 (火) 参加者 21 名
- ② 拡大座談会 in 菰野 (菰野町社会福祉協議会と共催)
開催日：平成 22 年 9 月 30 日 (木) 参加者 93 名
- ③ 「熊野古道伊勢路」語り部・ガイドの会拡大座談会
開催日：平成 22 年 10 月 1 日 (金) 参加者 36 名
- ④ 桑名市拡大座談会 (桑名市と共催)
開催日：平成 22 年 10 月 2 日 (土) ~10 月 3 日 (日) 参加者 100 名
高校生・大学生によるポスター製作キャンプ
ポスター一般公開、大学生・高校生による発表、対話の場
協力：慶應義塾大学環境情報学部加藤文俊研究室、四日市大学研究機構

3 テーマに基づき全県的に取り組む^{うま} 美し国おこし

(1) 平成 22、23 年度

「人と自然の“絆”づくり」の理念に基づき、テーマを「海の命・森の命」として取組を展開しています。(別紙参照)

なお、今後も「竹メッセ」の今年度中の開催や次年度に展開する事業の検討等を進めていきます。

(2) 平成 23、24 年度

「人と地域の“絆”づくり」の理念に基づき、テーマを「地域の誇り・地域の夢」とし、「物語」「街道」「匠の心と技」「風土」をキーワードに、具体的な事業を検討していきます。

テーマ「海の命・森の命」(平成22～23年度)

I 自然環境の継続的な保全・回復プロジェクト

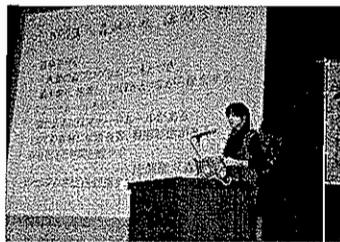
- I-1 まるごとソーシャルレジャー発信プロジェクト
- I-2 竹プロジェクト
- I-3 三重の森林と木づかいフェアプロジェクト
- I-4 海づくりプロジェクト

I-1 まるごとソーシャルレジャー発信プロジェクト

自然環境の継続的な保全・回復の活動に、より多くの参加者や協力者を得るため、海岸清掃や竹林整備等の社会貢献活動に楽しみを加えた取組を「ソーシャルレジャー」として情報発信します。

★ Yahoo! ボランティアによる情報発信
「ソーシャルレジャーで休日を楽しくすごそう!」と題し、Yahoo! ボランティア(ホームページ)の機能を利用して、11月にソーシャルレジャーのコーナーを新設し、情報発信しています。

★ ソーシャルレジャーPR用チラシの配布
Yahoo! ボランティアのスタートに合わせて、「美し国おこし・三重」の取組趣旨とホームページアドレス等をお知らせする内容のチラシを県内各地で配布しています。



I-2 竹プロジェクト

竹林の整備や活用といった、「竹」を中心に活動しているグループの活動の輪をさらに広げていくきっかけとなる取組を行います。

今回、第1弾としてバンブーエイド「桑西・竹の十三夜」を実施しました。

★ バンブーエイド「桑西・竹の十三夜」
日時：平成22年10月20日(水)15:30～20:00
場所：桑名市志知東山 桑名西高等学校隣接地の竹林
主催：「美し国おこし・三重」実行委員会
協力：桑竹会(パートナーグループ)、桑名西高等学校、桑名北高等学校、地元連合自治会、地元連合農家組合等

参加者：100名

概要：パートナーグループや高校生、地元住民の皆さんとともに、伐採竹の搬出や清掃活動、竹チップによる竹の遊歩道の整備、竹灯籠の設置などにより、幽幻的な雰囲気 연출し、竹林を楽しむ「バンブーエイド」を開催しました。今後、多様な主体で取り組む竹の活用や竹林整備について他地域への波及をめざします。

I-3 三重の森林と木づかいフェアプロジェクト

県民の森林づくりに対する理解を深めるため、森づくり月間である10月に県が名張市で実施した「三重の森林と木づかいフェア」と連携し、森づくりの活動の交流・連携の輪を広げ、情報発信を行いました。

★ 三重の森林と木づかいフェア
日時：平成22年10月2日(土)10:00～16:00
場所：名張市夏見 名張市総合体育館
主催：三重県(環境森林部)
共催：「美し国おこし・三重」実行委員会
来場者：4,400名

概要：主に森林づくりに関連するパートナーグループに、ブース出展やステージ発表いただき、森林づくり関係者などとの交流・連携を図る機会としていただくとともに、今後の新たな連携のきっかけづくりとしました。

I-4 海づくりプロジェクト

「里海」伊勢湾や熊野灘を再生し、豊かな海の恵みを取り戻すため、海づくりのグループ活動の輪を広げることをめざすプロジェクトです。

第1回三重の海づくりシンポジウムの開催に協力し、これを契機に海づくりに関連するグループの交流会を重ね、海岸清掃活動や啓発活動の実施につなげていきます。

★ 第1回三重の海づくりシンポジウム
日時：平成22年8月21日(土)15:00～18:30
場所：四日市市楠町 四日市楠プラザ
主催：みえの海づくり実行委員会
協力：「美し国おこし・三重」実行委員会
参加者：100名

概要：講演やミニコンサート、ミュージカルのほか、それぞれのグループの海づくりの活動紹介が行われ、交流のきっかけづくりが行われました。



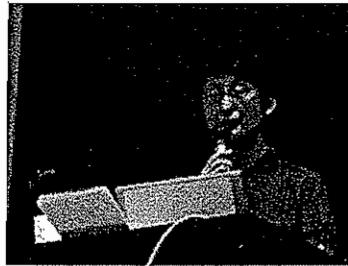
テーマ「海の命・森の命」(平成22～23年度)

Ⅱ 自然の恵みの循環と活用プロジェクト

- Ⅱ-1 ぐるぐるアグリ・ネットワークプロジェクト
- Ⅱ-2 ぐるぐるアグリ・マーケットプロジェクト

Ⅱ-1 ぐるぐるアグリ・ネットワークプロジェクト

生ごみや未活用な有機資源の堆肥化を進めているグループ、農産物生産者、販売者、消費者をつなぎ地域単位での「地域リサイクルループ（地域資源のリサイクル循環）」の形成と、コミュニティの絆づくりを進めます。さらに、成功体験を共有する等の情報交換や勉強会の場として、県内で広域的に「やわらかいネットワーク」づくりを行い、全県的な広がりをめざします。



★ 講演会（「地域資源と台所をつなぐ」）及び交流会（ワールド・カフェ方式）

日時：平成22年8月22日（日）13:30～16:30
 場所：東員町大字山田 東員町保健福祉センター
 主催：NPO法人生ごみリサイクル思考の会（パートナーグループ）

協力：「美し国おこし・三重」実行委員会
 参加者：講演会94名、交流会46名

概要：第1弾として、生ごみリサイクルにかかる講演会の開催に協力し、関係者の交流会をワールドカフェ方式で実施し、連携のきっかけづくりとしました。



★ 生ごみリサイクルフォーラムin鳥羽

日時：平成23年2月4日（金）～5日（土）
 場所：鳥羽市鳥羽 戸田家
 主催：NPOとばりサイクルネットワーク
 共催：鳥羽市、「美し国おこし・三重」実行委員会
 概要：第2弾として、鳥羽市でフォーラム（講演、事例発表、全体討議）を開催し、さらに取組の輪を広げていきます。

※台風のため、平成22年10月開催を延期。

Ⅱ-2 ぐるぐるアグリ・マーケットプロジェクト

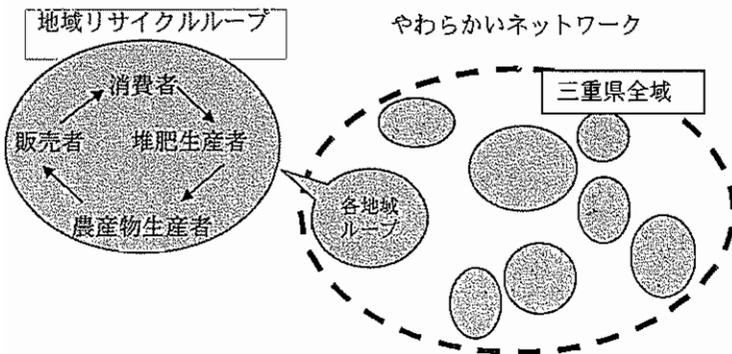
ぐるぐるアグリ・ネットワークプロジェクトの地域リサイクルループの中で生じる農産物等の販路確保及び地域リサイクルループの認知拡大のための取組を展開していきます。

★ 四日市大学学園祭への出展

日時：平成22年10月23日（土）～24日（日）
 場所：四日市市営生 四日市大学
 主催：「美し国おこし・三重」実行委員会
 概要：四日市大学の学園祭にパートナーグループが出展し、販売及びPRを行いました。

★ 亀山食の祭典への出展

日時：平成22年11月21日（日）
 10:00～15:00
 場所：亀山市東御幸町 亀山市文化会館
 主催：「美し国おこし・三重」実行委員会
 来場者：5,000名
 概要：亀山食の祭典にパートナーグループが出展し、販売及びPRを行いました。



テーマ「海の命・森の命」(平成22～23年度)

Ⅲ 自然の持つ新たな魅力の発見と創造プロジェクト

- Ⅲ-1 三重南部体験プログラム開発プロジェクト
- Ⅲ-2 ニューツーリズムプロジェクト

Ⅲ-1 三重南部体験プログラム開発プロジェクト

海・山・川といった地域の豊かな自然資源を生かし、三重南部地域（松阪・伊勢志摩地域～東紀州地域）において、小学生・中学生・高校生・大学生などを対象とした宿泊型の体験合宿など教育的視点に立った各種体験プログラムや仕組み、受け入れ体制の構築をめざします。

第1弾として、関西大学サッカー部の体験合宿を受け入れ、モニターを実施しました。

★関西大学サッカー部の受け入れとモニター
 日時：平成22年8月11日（水）～13日（金）
 場所：多気町、尾鷲市、紀北町
 主催：どんぐりの会（パートナーグループ）
 共催：「美し国おこし・三重」実行委員会
 参加者：学生156名

概要：体験プログラムとして、荒れた田んぼの復元、地域のごみステーションの製作、大敷網の清掃補修、竹林整備などを実施しました。今後、モニター結果を生かして、受け入れ体制の構築など体験プログラムの開発をめざします。



Ⅲ-2 ニューツーリズムプロジェクト

三重の自然が持つ癒し、健康、精神性といった自然の新たな魅力を再発見し、新たな集客・体験交流へと結びつけるニューツーリズムを促進します。第1弾として次のフォーラムとモニターツアーを実施しました。今後、県内の他地域でのモニターツアーも検討し、新たな集客体験交流や商品開発等につなげていきます。

★「ココロとカラダの健康ツーリズム」フォーラム
 日時：平成22年10月16日（土）9:30～17:10
 場所：伊勢市朝熊町 三重県営サンアリーナレセプションルーム

主催：医食同源みえ（パートナーグループ）
 共催：「美し国おこし・三重」実行委員会など
 参加者：50名

概要：新しいツーリズム形態の情報発信を行う「フォーラム」（「地球交響曲第七番（ガイアシンフォニー第7番）」上映会と講演・パネルディスカッション）を開催しました。

★「ココロとカラダの健康ツーリズム」モニターツアー

日時：平成22年10月17日（日）9:30～17:00
 場所：多気町（旧勢和村）車川 油田公園

主催：医食同源みえ（パートナーグループ）
 共催：「美し国おこし・三重」実行委員会など
 参加者：20名

概要：ヨガ・薬膳料理体験と薬草ウォーキングを開催しました。

★ココロとカラダの健康ツーリズム交流会

日時：平成22年11月14日（日）
 15:30～17:00

場所：多気町民文化会館 ホール
 主催：医食同源みえ（パートナーグループ）
 共催：「美し国おこし・三重」実行委員会
 参加者：20名

概要：車川地区でのモニターツアーなどの事例紹介やココロとカラダの健康ツーリズムの今後のあり方について交流会を実施しました。

